

(スペイン刑事訴訟法)

全国通訳案内士 (元司法書士) 古閑次郎

このページの上位ページは、<http://www.kokansihoo.com/procesopenal.html> です。

(令和5年12月作成)

(第1編)

第13章 懲戒処分

第258条 特定の場合について本法が規定する特別懲戒を害することなく、民事訴訟法第1編第13章 (*注: 対応する章がない!) の規定は、公務員であるかどうかにかかわらず、刑事裁判に出廷する者、または、いかなる態様で介入する者にも適用される。治安裁判官、予審裁判官、県控訴院、高等裁判所および最高裁判所がそれぞれ必要に応じて関連する懲戒処分を科することができる。